

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観上の特徴を有する建造物や樹木などの景観資源は、景観の質を高め、まちづくりにおける地域資源といえます。このため、良好な景観形成に重要な役割を果たす建造物や樹木を景観重要建造物及び景観重要樹木に指定します。公共の場所から容易に望見ことができ、景観上優れた外観を有し、下記の各項目のいずれかに該当するものを指定の対象とします。

景観重要建造物	①市民に広く愛され、親しまれ、地域における景観形成上のシンボルとなっている建造物
	②まち並みの雰囲気づくりに寄与するデザイン性や景観性を有し、地域固有の景観形成を促進する建造物
	③創建当時の典型様式や伝統的技法が外観に見られ、地域の歴史文化を伝承し、文化財的価値を有する建造物
景観重要樹木	①市民に広く愛され、親しまれ、地域におけるシンボルやランドマークとなっている樹木
	②古木や巨樹であったり、心象に残る樹容を成すなど、地域景観の固有性を高めている樹木

第6章 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する事項

ふるさと勝山の原風景を未来に残していくため、屋外広告物の行為の制限に関する基本的事項を定めます。私有地であっても、その上に広がる風景は市民共有の資産であり、屋外広告物（看板等）の設置に際しては、市長の許可が必要です。

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準

市民に親しまれ、また景観形成上大きな影響を与える道路、河川、公園などの公共施設のなかで、特に重要と位置づけられる公共施設において整備方針を定め、周辺地域の景観と一体となった整備を図ることで、良好な景観形成を図っていきます。

第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

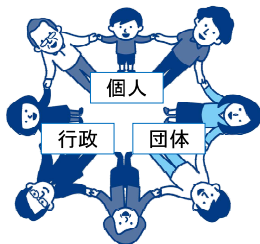
勝山市の美しい眺望景観の一つに、市街地外縁部に広がる美しい田園集落景観があります。

国が定めた景観法の仕組みの中には、景観保全の観点から農地の維持管理に対し一定の制限が加わる仕組みも用意されていますが、勝山市において現時点では農地を保全することの重要性を記述するに留めています。



荒土町北新在家の麦畑

第9章 景観計画の推進に向けての方策 ～市民と行政が育む協働の景観づくりの推進～



景観は、人々の営みの積み重ねによって形づくられるものであり、勝山市に暮らす人々すべてが景観づくりの担い手です。景観づくりを進めるにあたっては、個人と団体と行政が協働し、役割を分担して取り組むことが重要です。

- 個人** ▶身近にできる景観づくり活動
例えば、景観づくりへの関心を高める。景観づくりの場への参加など
- 団体** ▶地域ぐるみの景観づくり活動
例えば、花いっぱい運動や清掃活動、公園や街路樹等の維持管理など
- 行政** ▶ハード方策 例えば、ビューポイント（視点場）の整備など
▶ソフト方策 例えば、景観づくりに関する市民活動への支援など

（担当課）勝山市 建設課
TEL:0779-88-8107 MAIL:kensetu@city.katsuyama.lg.jp

勝山市景観計画の
詳細はこちらからどうぞ



勝山市景観計画（概要版）



◇ふるさとの原風景や美しい眺望景観の保全と活用

勝山の美しい風景は、市民共有の資産であり、ふるさとの原風景や美しい眺望景観を保全し、未来に継承することは、現在を生きる私たちの重要な責務です。

景観計画策定及び改定の背景

勝山市の景観は、周囲の山々と九頭竜川をはじめとする多くの河川からなる豊かな自然環境や、縄文や中世の平泉寺など歴史や文化、そして、この地に住む人々の暮らしなどが相まって生み出され、守り伝えられてきました。

平成16年に国の景観法が施行されると勝山市は景観行政に取り組んでいくため、平成18年に景観行政団体となり、平成23年に勝山市景観計画を策定しました。市民や事業者、各種団体による良好な景観保全のための様々な取り組みによって今も素晴らしい景観が保全されています。

今後、広域的な道路交通網の進展により勝山市内への観光客入込数の増加が見込まれる一方で、人口減少や少子高齢化の進展、近年では脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー発電施設の大規模な施設の設置など景観形成を取り巻く社会経済情勢の変化への対応が求められています。

今回、上位計画や関連計画との整合・連携を図りながら、勝山市の景観を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、今後も勝山市の優れた景観を守り、継承し、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりを実現するため本計画を改定します。



第1章 勝山市景観計画の役割・構成等

勝山市景観計画は、市民、団体、行政が一体となって、美しい自然景観や眺望景観、固有の歴史景観などを市民共有の資産として未来へと残し、さらにこれらと調和のとれた景観の形成を進めていくための指針の役割を果たすものです。

勝山市では、市全域において良好な景観の形成を図るため、景観計画に定める「景観計画区域」を勝山市全域とします。



勝山市の新しい玄関口である県道勝山インター線と加越山地

第2章 勝山市の景観の特性

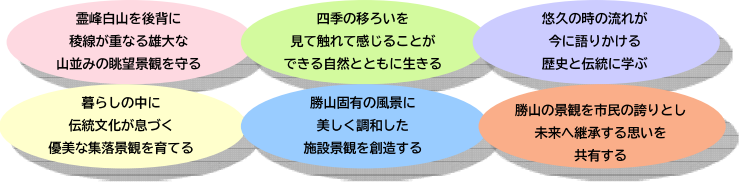
勝山市の景観は、遠景、背景となる山並みと、中景、近景にある集落や田園の風景を一体に眺めることができるパノラマ状の「眺望景観」が大きな特徴であり、魅力となっています。

第3章 良好な景観の形成に関する方針

基本目標

豊かな自然、悠久の歴史と伝統文化
ふるさとの誇り、勝山の美しい原風景を未来に残そう

基本方針



勝山の景観の特徴であるパノラマ状の「眺望景観」は、広がりある「面的景観」と骨格となる線的な「軸的景観」に大別することができます。

また、特に勝山の景観として印象付けられる重要な対象場及び視点場の主要地区として、新たに「恐竜渓谷かつやまエリア」を加えた13の地区が挙げられます。これら地区を中心に景観のルールづくりが整った地区を「景観形成地区」に指定します。現在、「本町通り」と「平泉寺区」では地域主体でルールづくりが整っており、地区・事業者・行政が協力した景観づくりが進められています。

表. 勝山の景観として印象付けられる重要な対象場及び視点場の主要地区

① 本町通り景観形成地区及び周辺地区	⑧ 旧木下家住宅周辺地区
② 平泉寺区景観形成地区及び周辺地区	⑨ 弁天緑地周辺地区
③ 法恩寺山リゾート地区	⑩ 北谷地区
④ かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）地区	⑪ 越前大仏周辺地区
⑤ 幹線道路沿い眺望景観保全地区	⑫ えちぜん鉄道車窓からの眺望景観保全地区
⑥ 勝山駅周辺地区	NEW ⑬ 恐竜渓谷かつやまエリア地区
⑦ 勝山インターチェンジ周辺地区	（道の駅「恐竜渓谷かつやま」周辺）

第4章 勝山市景観計画区域及び景観形成地区における行為の制限に関する事項

- 景観計画区域において、景観に影響の大きい大規模行為について届出を求めます。市は届出に対して景観形成基準に適合するよう指導・勧告・変更命令を行うことができます。
- ※変更命令は、景観形成地区を除きます
- 【届出が必要となる主な行為】※景観形成地区は、届出の対象となる行為が異なります
- 建築物については、地盤面から高さが10mを超えるもの、延べ床面積が500㎡を超えるもの、外観の変更に係る面積が400㎡を超えるもの、**NEW** 一団の土地で延べ床面積合計が500㎡を超えるもの、**NEW** 太陽光発電設備等を使用又は設置する建築物は、建築物との高さの合計が10mを超えるもの又はパネル面積の合計が300㎡以上のものが対象となります。
 - 工作物については、垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さ2m、かつ長さ30mを超えるもの、**NEW** 太陽光発電設備等で、地盤面の高さから3m以上又はパネル面積の合計が300㎡以上のもの、**NEW** 風力発電設備等で高さが10mを超えるもの、その他の工作物で、高さ10m又は築造面積1,000㎡を超えるものが対象となります。
 - 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘、その他の形質の変更については、開墾しようとする土地の面積が1,000㎡を超えるもの、高さが3mを超える法面を生じる切土又は盛土を伴うものが対象となります。
 - 屋外における資材、土石、廃棄物及び再生資源等の集積又は貯蔵については、高さが3m又はその用に供される土地の面積が500㎡を超えるものが対象となります。※当該行為が90日以内のものは除く
 - 屋外広告物については、高さ4m（建築物と一体になっている場合、高さの合計が10m）以上、又は表示面積の合計が20㎡を超えるものが対象となります。

【景観形成基準（特に制限が加わる事項）】

- 建築物：位置は、主要な視点場からの眺望の確保に配慮すること。建築設備は、道路等の公共空間から見える位置への配置は控えること。やむを得ない場合は遮蔽処置を行うこと。色彩は、けばけばしい色の使用を避け、落ち着いた色彩を基調とすること（マンセル値による指導基準を設定）。敷地内は緑化に努めること（敷地面積の3%以上）。
- 土地の開墾、土石の採取：主要な幹線道路に面した部分では道路等の公共の空間から見えないように配慮すること。土石などの採取後、法面等で裸地が生じる場合は緑化を行うこと。
- 土石、再生資源等の集積：敷地周辺の緑化に努める等、特に主要な幹線道路沿いにおいては遮蔽措置を行うこと。
- 屋外広告物：まち並みや自然など、周辺の良好な景観に配慮した位置への設置・形態・意匠とすること。色彩はコントラストの強い配色は避け、景観との調和に配慮すること。

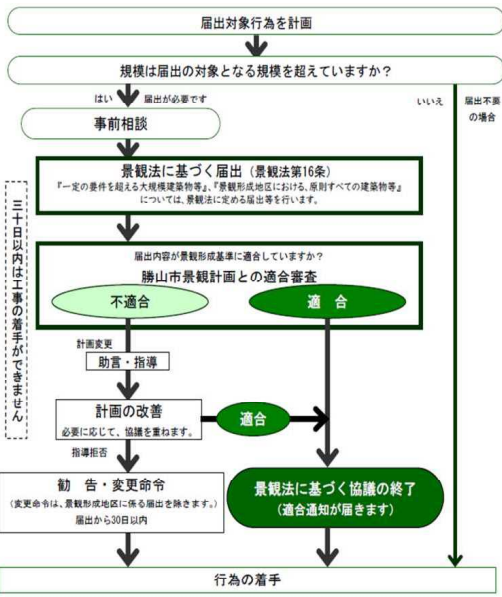


図. 景観形成に係る手続きの流れ

※景観形成地区では、地区ごとに個別の景観形成基準を定めています。